

令和2年5月25日制定

最終改定 令和5年4月1日

宮崎県青少年自然の家における 新型コロナウイルス対応ガイドライン

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会活動の両立を図っていくにあたり、青少年自然の家(以下施設)において、提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を実践することが必要と考える。そのため以下の対策を講じた上で、施設の運営をしていくものとする。

なお、本ガイドラインについては最新の新型コロナウイルスの感染状況や専門家の知見、利用者の要望、施設側の受入体制等を踏まえて、適宜必要な見直しを行っていく。

2. 施設運営及び利用の目安

I. 共通事項

施設利用の申請時において、感染状況によって中止や延期の可能性のあることを利用団体もしくは利用者に対し、事前に周知徹底を図る。その上で、施設の所在する圏域が「感染急増圏域」(赤圏域)となった場合には、施設の利用については以下の項目のとおりとする。また、以下の項目について対応が難しい場合は、利用団体もしくは利用者に対して、利用の自粛を要請する。

- ・日帰りの施設利用については、感染防止対策を徹底した上で実施する。
- ・宿泊については、利用団体の人数や研修プログラム等の利用計画を勘案して、十分に感染防止対策を講じることができる場合に限り認めることとする。

※例として、大浴場やレストランの利用時間において他団体との重複を避けることができる、宿泊するフロアや棟を利用団体毎に分ける等、他の団体と宿泊する部屋を隣接しないよう受け入れることができる等

なお、「医療非常事態宣言」(国レベル3相当以上)の発令や、「まん延防止重点措置」の重点措置区域に指定された場合等の施設の利用については、宮崎県子ども家庭課と協議の上、適宜判断する。

II. 主催事業

「医療緊急警報」(国レベル2相当)が発令された場合は、以下のとおりとする。

- ・不特定多数の者が集まる主催事業については、事業内容や参加人数等により感染防止対策を講じることが困難な場合(密が避けられない場合等)は中止または延期とする。
- ・出前事業については、利用する団体と調整してもなお、感染防止対策を講じることが困難な場合は、中止または延期とする。

なお、「医療非常事態宣言」(国レベル3相当以上)の発令や、「まん延防止重点措置」の重点措置区域に指定された場合等の主催事業及び出前事業の実施については、宮崎県こども家庭課と協議の上、適宜判断する。

注:「感染急増圏域」、「医療緊急警報」(国レベル2相当)、「医療非常事態宣言」(国レベル3相当以上)、「まん延防止重点措置」については、宮崎県ホームページの『新型コロナウイルス感染症対策特設サイト』で発表されているものを基準とする。

3. 利用者・利用団体への施設利用時の健康状態のチェックの徹底

I. 利用者の受入れと利用団体への協力依頼

- ・利用団体は、入所前に全利用者の健康チェックを行い、発熱や咳、咽頭痛、倦怠感等の症状がみられる利用者については、施設利用を認めない。
- ・利用者本人またはその同居家族が新型コロナウイルスの濃厚接触者となった場合、宮崎県ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策特設サイト」の「濃厚接触者となっている方へ」に掲載された待機期間を過ぎるまでは利用の自粛を要請する。



「県ホームページQRコード」→

- ・別添のチェックリストを利用前に配布し、利用後に回収する。

II. 施設の対応

- ・利用期間中においても体調不良者が出た場合、救護室等でチェックし、状況によっては退所を要請する。
- ・出前事業については、派遣する職員の直近2週間以内の発熱や体調不良などが無いことを確認して派遣する。

4. 施設の各エリア、場面ごとの共通対策

＝ 3つの密（密閉、密集、密接）を避ける＝

- ・利用者や職員等がお互いの距離を適切（出来れば2 m、最低1 m）に保つよう工夫する。
- ・屋内は可能な限り、常に換気を行う。
- ・手洗いや手指の消毒を徹底する。

（注意喚起のため「トイレの後と食事の前は手洗いの徹底」等の張り紙を各所に貼る）

- ・消毒液はいつでも使用できるように施設内の複数個所に設置し、適宜補充をする。
- ・利用者が手に触れる場所については、消毒作業や拭き取り作業を定期的に行う。
- ・近距離や大声での会話は出来るだけ避ける。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる場所を極力減らす。
- ・マスクの着用については、利用団体の判断に委ねる。

5. 各エリアでの感染対策

I. 宿泊室

- ・利用者の就寝スペースは隣と1.5m以上空ける。
- ・上記の間隔が取れない場合は、アクリル板やビニール等で仕切りをつける。
- ・入口のドアと窓（網戸状態）をできるだけ開放し、換気を保つ。

II. レストラン（食堂）

- ・レストラン入口では手指の消毒を徹底する。
- ・バイキングレーンを使用する場合は、私語の禁止を徹底する（貼紙等で掲示をし、周知を図る）。
- ・食事を置く台はアルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる定期的な消毒を行う。
- ・バイキングレーンでの「私語の禁止」、利用団体の入れ替わりの際の「テーブル消毒」等について実践できるよう、利用団体にも協力を依頼する。
- ・トングを使用する場合には、レストラン職員が15分程度をめぐりに交換をする。
- ・座席は対面にならないよう片側のみに着席する。但し、飛沫防止用パーテーション等で区切りを設ける場合は、対面での着席も可とする。
- ・複数団体の利用の場合は、可能な限り食事時間をずらして提供する。

Ⅲ. 浴場

- ・入場人数の制限をし、利用者は交替で利用する。
- ・利用状況を見ながら、シャワーのみの使用も検討する。
- ・浴槽を利用する場合は、身体を洗ってから浴槽に入ることを徹底する。

Ⅳ. トイレ

- ・トイレ内は通常の清掃を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・タオルは共同利用しない。

Ⅴ. マイクロバス

- ・座席間の距離を保って着席する。
- ・安全面に注意しながら、窓を開けて、密閉状態を回避する。

6. 清掃作業や消毒作業の注意点

- ・使用済のリネン類はビニール袋や蓋つき収納ケース等で密閉し、回収後に人が触れないようにする。
- ・消毒作業中はマスクとゴム手袋を着用し、手で顔（目、鼻、口）を触らない。
- ・作業後は、しっかりと手洗い、うがい、手指の消毒をする。
- ・消毒については、状況に応じて利用団体引率者にも協力を依頼する。

7. 利用者の感染疑いの際の対応

- ・施設利用者や主催（指定）事業参加者に感染が疑われる場合、他の利用者と隔離できる部屋に一時待機させる。その後、利用団体もしくは保護者等に、宮崎県ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策特設サイト」に掲載された対処方法に準じて、必要な対策をとるよう依頼する。

「県ホームページQRコード」→



- ・感染疑い者の接触場所の消毒の徹底と接触の可能性のある人に対して適切に対処し、対応する職員も限定する。